入 札 説 明 書

民俗博物館古民家破損度調査委託業務
２９文資第２８０号

平成２９年１２月

奈良県地域振興部文化資源活用課

入 札 説 明 書

民俗博物館古民家破損度調査委託業務に係る競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。
入札に参加する者は、下記の事項を熟読のうえ、入札しなければなりません。

１　競争入札に参加する者に必要な資格

（１）奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち建築設計業務に登録していること。

（２）過去１０年（平成１９年４月１日～平成２９年３月３１日）以内に、国宝重要文化財又は県指定文化財又は市町村指定文化財の指定を受けた伝統的木造建造物の保存修理に係る設計監理業務を元請で履行した実績を有すること。

（３）入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。

（４）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号。以下「新法」といいます。）第１７条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」といいます。）第３０条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

（６）平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条の規定による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

（７）平成１２年４月１日以降に民事再生法第２１条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

２　競争入札参加資格の確認

この競争入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書及び資料」といいます。）を下記により提出（郵送または持参）し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。「申請書及び資料」を期限までに提出されない場合は失格となります。「申請書及び資料」の補正期限以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。

（１）申請書及び資料の提出

ア　提出部数　各一部
イ　提出期限　平成３０年１月１７日（水）　午後５時まで
ウ　提出場所　郵送（書留郵便に限ります。）又は持参。期限内に到着したもののみ有効
奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係あての親展として送付してください。

（２）申請書及び資料の作成等

ア　作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
イ　提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者

に無断で使用しません。
ウ　提出された申請書及び資料は返却しません。
エ　競争入札参加資格確認申請書は別記様式１により作成してください。
オ　１の（２）に定める業務実績、配置予定技術者の資格等を別記様式２により作成してください。

3　入札書の提出及び開札の日時、場所
（１）入札書は郵便により提出すること。
郵便は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「 1月22日開札（民俗博物館古民家破損度調査委託業務　２９文資第　　号）入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書を入れ、直接投函する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県地域振興部文化資源活用課長あての親展として、平成３０年１月１９日（金）午後５時までに次に示す場所へ到着するようにしてください。期限までに到着したもののみが有効です。
＜送付先＞〒630-8501
奈良市登大路町３０
奈良県地域振興部文化資源活用課長
（２）開札の日時　平成３０年１月２２日（月）午後１時３０分
（３）開札の場所　奈良市登大路町３０
奈良県庁　主棟６階北側　会計局入札室

4　入札方法等
（１）入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
（２）入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

5　入札の無効
１に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札者心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札執行日までの間において奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けた者等入札時点において１に掲げる資格のない者の行った入札は無効とします。

6　落札者の決定方法
（１）開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
（２）予定価格及び最低制限価格の範囲内ですべての者が入札した場合には、そのうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
（３）（２）のうち、落札者となるべき同価格の入札者が２人以上ある場合は、「くじ」により落札候補者の順位を決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」の対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。

「くじ」を行う場所　奈良市登大路町３０
　　奈良県庁　主棟６階北側　会計局入札室
「くじ」を行う日時　平成３０年１月２２日（月）午後２時３０分

（４）この入札は施工体制確認調査の対象工事ですので、別紙１の様式３～６に定める書類に添付書類を添えて、平成３０年１月２３日（火）午後５時までに奈良県地域振興部文化資源活用課文化資源活用係あて提出してください。
　落札候補者からの提出書類の審査を行い、落札の可否を決定します。また、必要に応じて、聞き取り調査を実施する場合もありますので、ご承知ください。

7　技術者の配置
　落札者は様式２に定める資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置するものとします。

8　契約書作成の要否等
　要します。落札者は、奈良県契約規則（昭和３９年５月規則第１４号）第１７条第１項の規定に基づき落札決定の日から５日以内に契約を締結するものとします。

9　質疑について
　本入札に関して疑義が生じた場合は、平成３０年１月１２日（金）１２時まで質疑書（様式７）によりＦＡＸで受け付けます。それ以降の質疑は受け付けません。
　本入札に関する質疑であって、仕様書等で掲示した内容からは判断できない、もしくは判断が困難な質疑については、その回答を１月１６日（火）中にホームページで公開します。
　文化資源活用課ホームページ：http://www.pref.nara.jp/39170.htm